

平成 3 0 年 1 月
(平成 3 1 年 2 月改正)
(令和 8 年 7 月改正)

堺 市 契 約 課

建設工事における入札参加制限について

入札の参加者間において、一定の資本関係又は人的関係のある場合には、入札の適正さが阻害される恐れがあるため、公正な入札の執行の観点等から、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 実施内容

本市（上下水道局を除く。）が発注する予定価格が 4 0 0 万円を超える建設工事について、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（記 2 に掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者。組合（共同企業体を含む。記 2（3）において同じ。）にあつてはその構成員も含む。以下、「グループ企業」という。）の同一入札案件への参加は認めないこととします。

2 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ①子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 1 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 1 2 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 3 4 8 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 4 0 2 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 5 9 0 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 確認方法

グループ企業の同一入札案件への参加状況については、一般競争入札の事後審査において確認します。

4 適用時期

平成31年4月1日以降に発注する案件から適用します。

5 留意事項

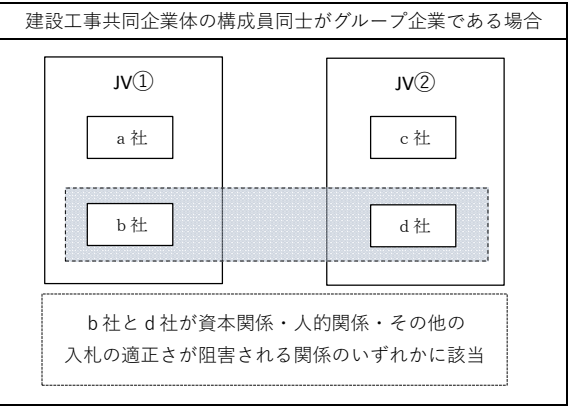
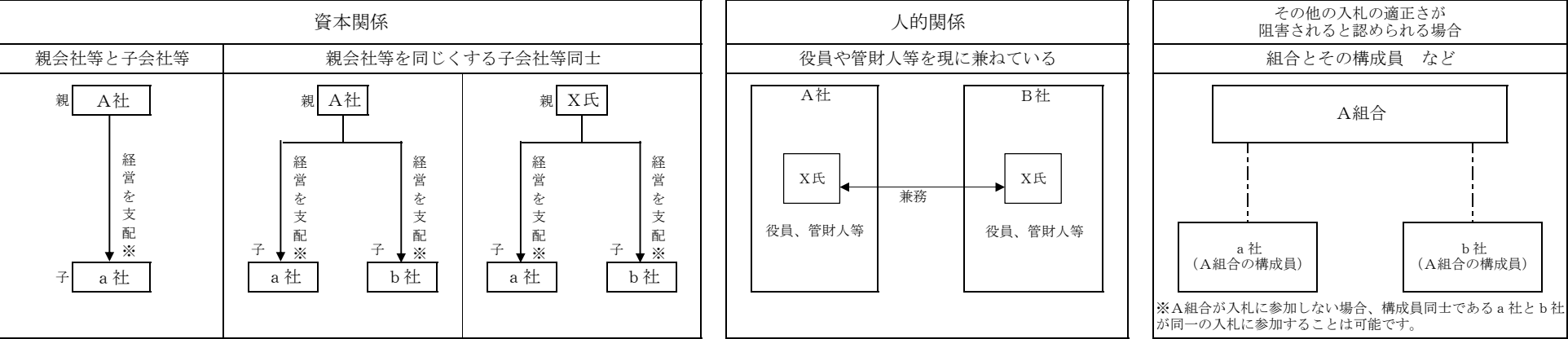
入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、グループ企業の同一入札案件への参加を回避する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合等の入札の公正・公平を害する行為には当たらないものとします。

参考資料

①入札参加制限の対象となる関係

②工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成27年3月6日付け国地契第91号（最終改正平成30年4月26日付け国地契第1号））

入札参加制限の対象となる関係



- ※「経営を支配」とは
- ①他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下本表において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等を含む。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
- イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- ②他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（①に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。以下同じ）の割合が百分の五十を超えていること
 - （1）自己の計算において所有している議決権
 - （2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - （3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - （4）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
 - （1）自己（自然人であるものに限る。）
 - （2）自己の役員
 - （3）自己の業務を執行する社員
 - （4）自己の使用人
 - （5）（2）から（4）までに掲げる者であった者
 - （6）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- ③他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、①②に掲げる場合を除く。）であって、②のロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

国 地 契 第 9 1 号
平成 2 7 年 3 月 6 日

最終改正 平成 3 0 年 4 月 2 6 日 国地契第 1 号

各地方整備局総務部長 殿

大 臣 官 房 地 方 課 長
(公 印 省 略)

工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。

1. 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。2. (3)において同じ。）にあってはその構成員）の関係が、記 2 に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記 4 のとおり取り扱うものとする。

2. 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねて

いる場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 工事希望型競争入札

工事希望型競争入札にあつては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

工事希望型以外の指名競争入札にあつては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。

(2) 工事希望型競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

附 則 (平成27年3月6日)

1. 本通達は、平成27年4月1日以後に記3に規定する明示を行った工事より適用するものとする。
2. 「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成16年3月30日付け国地契第89号)は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに当該通達記3に規定する明示を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年4月26日)

1. 本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。
2. 本通達中2(2)①1)イからニに規定する役員が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、各地方整備局総務部契約課は、当分の間、国土交通省大臣官房地方課に対し四半期毎を目安として、当該入札結果について報告を行うものとする。